

令和7年4月1日
生活指導部

～学校生活のきまり～

I 登校・下校・休日登校・外出

- (1)登校は午前7時30分からとする。
- (2)下校は午後5時までとする。
- (3)土・日曜日、祝日、休日、その他休業期間中は原則として登校しない。
※ただし、(1)(2)(3)とも、特別な場合はこの限りではない。
- (4)学級閉鎖期間（その都度指定する）中は、当該学級の生徒は一切登校できない。
- (5)登校してから下校するまでは、校内に居るものとする。やむを得ないときは担任に申し出て、生徒手帳の外出の項に許可印をもらい携行して外出する。

II 身だしなみについて

- (1)頭髪について、パーマやエクステ、モヒカンや過度な剃り込み等の奇抜な髪型、髪の毛の染色や脱色は禁止とする。
- (2)化粧やマニキュアは禁止。
- (3)ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪・カラーコンタクト等の装飾品は禁止。

III 服装の基準

- (1)制服および身だしなみは、清潔を心掛け、高校生としての品位を保つようにする。
- (2)制服は、本校指定の制服（冬服・夏服）を着用する。

冬服（4/1～5/31・10/1～3/31）

ブレザー・ワイシャツ・ネクタイ・リボン・ズボン・スカート

夏服（6/1～9/30）

ワイシャツ・ポロシャツ・ネクタイ・リボン・ズボン・スカート

※年ごとに前後10日間程度の移行期間を設ける。

※夏服期間中に限り、ネクタイ・リボンはつけなくてもよい。

※校章はブレザーの左襟につける。

※セーター・カーディガンを着用する場合、黒・紺・茶・白・グレー等の色で装飾性のないものに限る。

※パーカーの着用は原則禁止とする。